

群馬県Gターンシップ参加支援事業 Q & A

【Ⅰ 補助対象者】

Q 1 : 群馬県外に在住し群馬県内の大学に通学している場合は、対象になりますか。

A 1 : 生活の本拠を群馬県外に置いているのであれば対象になります。

Q 2 : 住所地に住民票を移していないのですが、対象になりますか。

A 2 : 生活の本拠を群馬県外に置いているのであれば、住民票が群馬県内にある場合でも対象になります。

Q 3 : 本社が群馬県外にある企業のインターンシップに参加した場合、対象になりますか。

A 3 : 群馬県内に支社、営業所、工場等の事業所があれば、本社が群馬県外に所在する場合も対象となります。ただし、インターンシップの実施場所は群馬県内の事業所に限ります。

Q 4 : 職業能力開発校（高等技術専門校、テクノスクール等）に在学していますが、対象になりますか。

A 4 : 職業能力開発校は対象となりません。この事業の対象となる「学生」は、大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在学している学生となります。

Q 5 : 県庁や市役所でのインターンシップは対象になりますか。

A 5 : 国や県庁、市役所でのインターンシップは対象外です。

【Ⅱ 補助対象経費】

Q 1 : 補助対象経費となるものを具体的に教えてください。

A 1 : 鉄道、バス、タクシー、船舶、航空機の運賃が対象となります。

ただし、タクシー代については、他の交通手段がない等やむを得ない場合に限り、その状況を確認の上、補助対象と認めますので、あらかじめご相談ください。

Q 2 : インターンシップ受入企業から、交通費の一部支給を受けましたが、自己負担をした分については対象になりますか。

A 2 : 自己負担分は対象となります。なお、全額が企業から支給された場合は対象になりません。

Q 3 : 住所地と目的地（県内企業）との往復の経路はどのような経路でもよいのですか。

A 3 : Gターンシップに参加するために、住所地から目的地（県内企業）までの往復に要した経費が対象となりますので、最短経路に限定しませんが、その他の目的での移動と認められる場合には対象となりません（確認の御連絡をさせていただく場合がありますので御了承ください）。

Q 4 : 群馬県外の住所地から群馬県内にある実家に一旦移動し、そこから目的地に移動した場合の交通費は対象になりますか。

A 4 : 対象になります。ただし、実家への移動が、群馬県が実施するGターンシップへの参加を目的としたものである場合に限りです。

Q 5 : タクシーの利用は補助対象として認められますか。

A 5 : タクシーについては、他の交通手段がない等やむを得ない場合に限り、その状況を確認の上、補助対象と認めますので、あらかじめご相談ください。

【Ⅲ 提出書類について】

Q 1 : 経費（交通費）の領収書を紛失してしまいましたが、申請できますか。

A 1 : 支出した金額を証明できない場合は、証明できない金額分は支援の対象外となりますので、領収書等は申請時まで大切に保管してください。なお、申請の際には、支出した経費に係る領収書（原本）など支払いを証明できるものを添付していただく必要があります（申請に係る書類は申請者に返却しません）。

Q 2 : 交通費を支払ったことを証明する書類とは、どんな書類が認められますか。

A 2 : 以下の書類は、証明書類となります。

- ・切符を購入した際の領収書又はクレジットカードの明細
- ・降車時に駅で無効印を押した切符
- ・ICカード（Suica、Pasmaなど）の利用履歴を印刷したもの
- ・その他、移動に要した費用及び移動経路が分かるもの

Q 3 : 申請書の移動経路記載部分について、記載の代わりに経路検索サイトを印刷したものを添付して提出してもよいですか。

A 3 : 移動経路が確認でき、証明書類（領収書（原本）等）の内容と整合していれば、経路検索サイトを印刷したものを添付していただいても構いません。

【Ⅳ 申請の時期について】

Q 1 : 申請はいつまでに行う必要がありますか。

A 1 : 群馬県が実施するGターンシップに参加した日（最終日）から起算して90日以内、または参加日が属する年度の3月31日（必着）までに申請をする必要があります。

なお、交通費補助が予算額に達した場合は、3月31日より前に受付終了となりますので、早めの申請をお願いします。

また、申請者の送付した書類が何らかの事情により提出先窓口が届いていない場合の責任は負えません。申請時期終了間近の申請などで書類の到着に不安がある場合は、申請者の判断により、郵送物の配達状況を確認できるサービス等を御利用ください。